

## 厚木市文化会館利用申し込み抽選会に関する注意事項

### 1 実施日時

- (1) 申込可能月の1日に実施（1日が休館日の場合は、最初の開館日）
- (2) 抽選時間午前10時から（予備申請を抽選時間までに行ってください。）

### 2 申込対象者

- (1) 〈市内の方〉は利用希望日が属する月の12ヶ月前の初日、〈市外の方〉は利用希望日が属する月の11ヶ月前の初日に申し込みができます。
- (2) 〈市内の方〉とは、市内に居住し、住民登録をされている個人、活動拠点が市内の団体又は市内に事務所（営業所）を有する法人を指し、〈市外の方〉とは、これ以外のものを指します。また、市外の方が申し込み期間外に誤って申し込みをされた場合は、失格といたします。

### 3 予備申請票の記入、提出

- (1) 利用を希望する個人、団体又は法人は、抽選会場で配布する申請対象月の月間カレンダーを基に利用可能な日時、施設を確認の上、予備申請票に必要事項を記入し、抽選時間までに受付へ提出してください。  
※文化会館のご利用にあたっては、厚木市文化会館の緊急時の対応について同意の上、[「事前の取決め」](#)の提出が必要です。ご理解の上抽選会に参加をお願いします。
- (2) 重複する個人、団体又は法人の申請はお断りします。  
※1つの催し物に対して、複数の個人、団体又は法人が申し込むことはできません。
- (3) 大ホール、小ホール及び会議室は、5日以上連続して利用することはできませんのでご注意ください。また、複数の日程を同時に申請することもできません。

### 4 抽選

抽選は、予備申請票の受付番号順に予備抽選を行い、予備抽選の番号順で本抽選を行うものとします。本抽選では、施設利用の申込順を決定します。

### 5 利用申請及び利用料の支払い

- (1) 本抽選終了後、利用者には速やかに事務所において利用許可申請を行ってください。

(1)申請を受理した後に利用許可決定通知書を発行します。利用許可決定通知書に基づき、利用料を支払ってください。

## 6 追加申請

抽選及び申請の処理を全て終えた時点で、追加申請を行うことが可能です。追加申請の希望者で再度予備抽選を行い、本抽選に進み、本抽選の番号順に施設利用日を申請してください。ただし、競合する相手がない場合に限り、空いている日程の中から、自由に選択できるものとします。

## 7 利用者決定後の変更・取消

(1)申請後の利用者の変更や、利用内容の変更はできません。

(2)予備申請の重複申し込み等、不正が発覚した場合には、利用許可を取り消し、以後1年間利用申し込みを不受理としますのでご了承ください。